

高齢者虐待防止のための指針

社会福祉法人なでしこ会
横浜市常盤台地域ケアプラザ

1 高齢者虐待防止の関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高い行為であるとともに、当事業所のサービス及び運営法人に対する社会的信用を大きく損なうものです。そのため当法人及び当地域ケアプラザにおいて、虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

当地域ケアプラザでは、利用者への虐待は人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するために本方針を策定して、すべての職員が本方針に従い、業務にあたることとします。

2 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

当地域ケアプラザでは、虐待等の発生の防止等に取り組むにあたって「虐待防止委員会」を設置します。

① 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合には、その再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的とします。

また、虐待行為が発生していなくても、日頃の気づきや問題意識について事業所全体で共有し不適切な行為につながる状況がないか話し合う場とします。

② 虐待防止委員会の構成委員

- ・ 所長
- ・ 地域包括支援センター職員
- ・ 地域活動・交流コーディネーター
- ・ 生活支援コーディネーター
- ・ 介護支援専門員
- ・ 通所介護相談員
- ・ その他必要に応じ委員を指名する

③ 虐待防止委員会の開催

委員会は年2回以上開催します。

虐待事案発生時等、必要な際は随時委員会を開催します。

④ 虐待防止委員会の役割

- ア) 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- イ) 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ウ) 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること
- エ) 虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること

オ) 虐待が発生した場合の対応に関すること

カ) 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

⑤ 虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、虐待防止委員会の委員とします。

3 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下の通り実施します。

① 定期的な研修の実施（年1回以上）

② 新任職員への研修の実施

③ その他必要な教育・研修の実施

④ 実施した研修についての実施内容(研修資料)及び出席者の記録と保管

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

① 虐待及び不適切な支援に当たる行為等が発生した場合は、速やかに横浜市に報告致します。判断に迷う事案についても、横浜市へ相談致します。

虐待者が当地域ケアプラザ職員であった場合には、所長・管理者等により迅速な面談やヒアリングなどによる事実確認を行い、再発防止に向けて組織的に取り組みます。

② 緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先します。

5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

① 利用者、家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本方針に従って対応することとします。相談窓口は、2⑤で定められた虐待防止担当者とします。

② 事業所内で虐待等が疑われる場合には、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めます。

③ 事業所内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃からの虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促します。

④ 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合には、速やかに虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報します。

6 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。

7 虐待等に係る苦情解決方法

① 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受け付けた内容を所長・管理者に報告します。

- ② 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- ③ 苦情対応の結果は相談者に報告します。

8 当指針の閲覧について

当指針は、利用者及び家族が閲覧できるように致します。

9 その他

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

また、詳細については横浜市高齢者虐待防止対応マニュアルに準じて実施します。

附則

この指針は令和6年2月1日より施行します。